

平成27年8月21日  
危機管理監室消防保安課  
内線 4278  
電話 076-225-1485

## 住宅用火災警報器の設置状況等の調査結果について

本日（8月21日）、国（消防庁）において、平成27年6月現在の住宅用火災警報器の設置状況等の調査結果が公表された。

本県の設置率は、87.9%（前回調査（平成26年6月現在）：87.6%）で、全国で高い方から6番目となっている。（全国平均は、81.0%）

条例適合率は、85.3%（前回調査：85.4%）で、全国で高い方から2番目となっている。（全国平均は、66.4%）

県としては、今後とも、市町・消防機関と協力しながら、住宅用火災警報器の設置の普及に努める。

（参考）

### ○設置率

市町の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合

石川県：87.9%（前回：87.6%）

全国平均：81.0%（前回：79.6%）

（ 1位：福井県94.9%、2位：宮城県90.9%、3位：東京都88.6%、  
4位：鹿児島県 88.5%、5位：大分県88.0% ）

### ○条例適合率

市町の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（条例適合世帯）の全世帯に占める割合

なお、一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより、住宅用火災警報器の設置が免除される世帯も条例適合世帯に含む

石川県：85.3%（前回：85.4%）

全国平均：66.4%（前回：66.9%）

（ 1位：福井県90.8%、  
3位：広島県78.9%、4位：鹿児島県78.1% ）

### ○住宅用火災警報器の設置義務化の時期

・新築住宅：平成18年6月（改正消防法の施行日）

・既存住宅：平成20年6月（石川県内全市町の火災予防条例で適用）

※平成16年6月：消防法の改正